4　電磁的家事審判事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、電磁的家事審判事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写又は前項の規定による書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。次項において同じ。）を請求することができる。電磁的家事審判事件記録中第一号に掲げる事項に係る部分については、審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とする。

一　第七十六条第一項に規定する電子審判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は電子決定書（第八十一条第一項において準用する第七十六条第二項及び第三項の規定により作成され、ファイルに記録された電磁的記録をいう。第七十七条第二項及び第八十条第二項において同じ。）に記録されている事項

二　当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三　当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項が第三十八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十二第一項の規定又は第三十八条第二項において読み替えて準用する同法第百三十二条の十三の規定によりファイルに記録された場合における当該事項

5　前条第三項から第五項まで及び第八項から第十項までの規定は電磁的家事審判事件記録の閲覧等の許可の申立てについて、同条第七項の規定は電磁的家事審判事件記録の閲覧及び複写の請求について、それぞれ準用する。

（家事審判事件に関する事項の証明）

第四十七条の三　当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、家事審判事件に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とする。

2　利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、前項の規定による請求をすることができる。

3　家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

第四十九条第四項後段を削り、同条に次の一項を加える。

7　民事訴訟法第百三十七条の二の規定は、申立人が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い家事審判の申立ての手数料を納付しない場合について準用する。

第五十四条第一項中「当事者が遠隔の地に居住しているときその他」を削る。

第五十八条に次の一項を加える。

5　家庭裁判所調査官は、第三項の規定による書面による報告に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができる。

第五十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、家事審判の手続の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が家庭裁判所調査官との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、家庭裁判所調査官に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において前項の意見を述べさせることができる。

第六十条第二項中「第四項」を「第五項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六十四条第一項中「、第百八十五条第三項」、「、第二百五条第二項」及び「、第二百十五条第二項」を削り、「、第二百二十七条第二項」を「及び」に改め、「及び第二百三十二条の二」を削り、同項後段を削る。

第七十六条の見出しを「（審判の方式及び電子審判書）」に改め、同条第一項中「は、審判書」を「は、最高裁判所規則で定めるところにより、審判に係る電磁的記録（以下「電子審判書」という。）」に改め、同項ただし書中「家事審判の申立書又は調書に主文を記載することをもって、審判書の作成」を「最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的記録（第三項において「電子審判書に代わる電磁的記録」という。）を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもって、電子審判書の作成」に改め、同条第二項中「審判書」を「電子審判書」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　家庭裁判所は、第一項の規定により電子審判書又は電子審判書に代わる電磁的記録を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

第七十七条第二項及び第八十条第二項中「裁判書」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子決定書」に改める。

第八十二条第五項中「」」とあるのは」を「」」とあるのは、」に改め、「「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と」を削る。

第八十四条第一項中「第三項まで、」を「第四項まで、」に改め、「、第四十七条第六項」を削り、「裁判の結果」と」の下に「、第四十七条の二第四項及び第四十七条の三第一項中「審判を」とあるのは「審判に代わる裁判を」と、「当該審判」とあるのは「当該審判に代わる裁判」と、第四十七条の二第四項第一号及び第七十六条中「電子審判書」とあるのは「電子裁判書」と」を、「高等裁判所に」と」の下に「、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」と」を加え、「第七十六条中「審判書」とあるのは「裁判書」と、同条第一項中「審判は」とあるのは「審判に代わる裁判は」を「第七十六条第一項中「審判は、最高裁判所規則で定めるところにより、審判に係る電磁的記録（以下」とあるのは「審判に代わる裁判は、最高裁判所規則で定めるところにより、審判に代わる裁判に係る電磁的記録（以下この条において」に改める。

第八十七条第六項中「、抗告状」を「抗告状」に、「場合及び」を「場合について、民事訴訟法第百三十七条の二第一項から第六項までの規定は」に改め、「ついて」の下に「、それぞれ」を加える。

第九十三条第一項中「第十項まで」の下に「（第四十七条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十六条第一項中「、「から第六項まで」を「「から第六項まで」と、「第百三十七条の二第一項から第六項まで」とあるのは「第百三十七条の二」に改める。

第百八条中「第四十七条第三項」の下に「（第四十七条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項又は第二項」を「第四十七条第一項若しくは第二項又は第四十七条の二第一項から第三項まで」に改める。

第百十四条の見出しを「（電子調書の作成）」に改め、同条第一項中「調書」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書」に改める。

第二百一条第六項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第七項中「申述書にその旨を記載しなければ」を「最高裁判所規則で定めるところにより、その旨の電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ」に、「申述書にその旨を記載した」を「その記録をした」に改める。

第二百十一条の見出しを「（電子調書の作成）」に改め、同条中「調書」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書」に改める。

第二百五十三条の見出しを「（電子調書の作成）」に改め、同条中「調書」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書」に改める。